

私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表（案）

改正前	改正後
（収容定員に係る学則の変更計画書の提出等） 第21条 収容定員に係る学則の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「各種学校を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と、「設置」及び「学校開設」は「収容定員に係る学則変更」と読み替える。 2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、第19条第1項の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。 3 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、学則の変更予定年度の前年度の5月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。	（収容定員に係る学則の変更計画書の提出等） 第21条 収容定員に係る学則の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「各種学校を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と、「設置」及び「学校開設」は「収容定員に係る学則変更」と読み替える。 2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、第19条第1項の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。 3 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、学則の変更予定年度の前年度の5月末（日本語教育機関である各種学校にあつては12月末）までに認可申請書を知事に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和7年 月 日から施行する。